

目黒区立自転車等駐車場指定管理者制度実施方針

1 本方針の位置づけ

目黒区立自転車等駐車場（駒場東大前西口駐輪場他15ヶ所（以下、自転車等駐車場）という）については、平成18年4月に「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を目的として指定管理者制度を導入し運営管理を行っており、令和6年3月末で指定期間が終了する。

本方針は、令和5年4月1日付けで改正された「指定管理者制度活用の基本方針」に基づき、次期指定管理者候補者の選定に当たって選定方法・指定手続き等の基本的事項をまとめたものである。

2 施設の概要

（1）設置目的

自転車等駐車場は、目黒区立自転車等駐車場条例第1条に基づき「自転車、原動機付自転車及び自動二輪車を利用する者の利便を図るとともに、自転車等の放置防止に寄与するため」設置したものである。

（2）施設所在地等一覧

グループA

駐輪場名称	所在地	利用区分	利用できる車両	収容台数
駒場東大前 西口駐輪場	駒場2-7-1	定期利用及び 時間利用	自転車	38台
駒場東大前 東大口駐輪場	駒場3-8-1	時間利用	自転車、一般原付及び 自動二輪	51台
池尻大橋駅 東口駐輪場	大橋1-9-3	定期利用及び 時間利用	自転車及び特定原付	221台
池尻大橋駅 北口駐輪場	大橋2-24-11	定期利用及び 時間利用	自転車、一般原付及び 自動二輪	430台
上目黒一丁目 駐輪場	上目黒1-26-3	定期利用	自転車及び特定原付	464台
中目黒駅前 駐輪場	上目黒2-1-4	定期利用及び 時間利用	自転車	600台
洗足二丁目 駐輪場	洗足2-18-11	定期利用及び 時間利用	自転車及び一般原付 及び自動二輪	130台
緑が丘駅 駐輪場	緑が丘3-1-10	定期利用及び 時間利用	自転車及び特定原付	432台

※利用区分、利用できる車両及び収容台数については、令和6年3月31日までの想定を記載している。

グループB

駐輪場名称	所在地	利用区分	利用できる車両	収容台数
祐天寺駅西口 第一駐輪場	五本木 1-33-8	時間利用	自転車、一般原付及び特定原付	613 台
祐天寺駅西口 第二駐輪場	五本木 1-31-6	定期利用	自転車	114 台
祐天寺駅 南高架下駐輪場	五本木 1-32-20	時間利用	自転車	113 台
学芸大学駅 東口駐輪場	鷹番 2-19-15	定期利用及び時間利用	自転車	450 台
学芸大学駅 西口第一駐輪場	鷹番 3-7-4	定期利用	自転車及び一般原付	304 台
学芸大学駅 西口第二駐輪場	鷹番 3-17-2	時間利用	自転車、一般原付及び特定原付	280 台
自由が丘駅 南口駐輪場	自由が丘 2-13-9	定期利用	自転車及び特定原付	288 台
中根一丁目 駐輪場	中根 1-2-16 先 中根 1-3-10 先	時間利用	自転車	140 台

※利用区分、利用できる車両及び収容台数については、令和6年3月31日までの想定を記載している。

3 選定に関する基本的事項

(1) 対象施設

自転車等駐車場

(2) 管理の単位

複数事業者による競争が行われる体制を作り、施設の効果的・効率的な運営を促すため、区内自転車等駐車場を2分割（グループA：8ヶ所及びグループB：8ヶ所）した管理単位とする。尚、グループAとグループBはそれぞれ別の事業者とする。

(3) 選定方法

制度の趣旨から公募とする。自転車等駐車場として業務内容や管理の基準を具体的に定めた募集要項を作成する。

(4) 評価・選定基準

評価に当たっては、基本的な運営水準にかかる項目と、「事業者提案」による加点項目により、総合的に評価する。評価項目としては、以下のとおりとし、各項目の細目やその他必要な項目については、選定評価組織にて決定する。

ア サービスの実施に関する事項

- (ア) 施設の設置目的を十分發揮する内容となっているか。
- (イ) 施設や機器が適正に維持管理できる内容となっているか。
- (ウ) すべての利用者の平等な利用の確保が図られるか。
- (エ) 利用者の声を反映する仕組みとなっているか。
- (オ) 被雇用者の技術や接遇等の向上を図るための研修体制が整っているか。
- (カ) 放置自転車の防止対策に対する考慮はあるか。

イ 経営能力等に関する事項

- (ア) 管理を安定的に遂行する物的・人的能力があるか。(管理運営のノウハウ、同種業務の実績、資格者の登録の有無、必要な資材等の整備状況など)
- (イ) 個人情報を適切に管理できるか。
- (ウ) 情報公開に対して適切に公開することができるか。
- (エ) 安全管理が適切に行われるか。
- (オ) 環境に配慮する積極的な姿勢があり、取組は適切か。

ウ 経費・収入・本部管理経費（事業者利益）に関する事項

- (ア) 経費及び収入については、妥当な想定となっているか。
- (イ) 本部管理経費（事業者利益）の設定は適切か。

エ 施設の効用に関する事項

- (ア) 今後5年間で施設の効用をいかに引き上げるか

(5) 選定評価組織

「都市整備施設指定管理者選定評価委員会」(以下、「選定評価委員会」という)において、選定評価を行う。選定評価委員会は、学識経験者等外部の委員を含む構成員とし、今回指定期間を更新する都市整備部所管の施設を一括して評価する。

(6) 評価・選定の手順

選定にあたっては、指定管理者応募要項による応募資格を有するものに対して、選定評価委員会において第一次評価(書類審査)を行い、1グループ最大5社を第一次評価通過事業者とする。当該事業者は、第二次評価(事業者プレゼンテーション及び質疑)において、改めて評価を受ける。

区長は、選定評価委員会の報告を受け、第一位及び第二位指定管理者候補者を決定する。区長は指定管理者候補者として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者が決定する。

(7) 選定評価過程情報の取り扱い

選定評価にあたって、募集要項及び評価基準は公募時に公表する。また、選定の結果については、評価結果及びその理由、選定評価組織の構成員を含め公表する。

4 指定手続き等に関する基本的事項

(1) 管理業務の範囲

条例で定める管理業務を基本とする。

- ア 自転車等駐車場の利用の承認、不承認、制限その他の利用に関する業務
- イ 自転車等駐車場の日常の維持管理に関する業務
- ウ 自転車等駐車場の設備等の保全及び修繕に関する業務

(2) 指定期間

区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため「指定管理者制度活用の基本方針」に基づき指定期間は5年間(令和6年4月1日から令和11年3月31日)とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律及び目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、覚書等により個人情報の保護を図る。併せて指定管理者は個人情報の取り扱いに関する規定を作成し、個人情報の保護を図る。

(4) 利用料金制及び歳出のルール

独立採算の利用料金制を採用する。原則、指定管理経費の支払いは行わない。また駐輪場機材の更新は、経費負担を含めて指定管理者が担う。

(5) 標準経費

管理運営の参考となるよう、仕様書に過去3年間の収入実績を示す。

(6) 指定管理者の継続的な評価

指定管理者は、管理の実施状況を評価資料となる事業報告書を毎年提出するとともに、利用者の満足度等に関するアンケートを実施する。指定管理者から提出された事業報告書及び利用者アンケートに基づき、「都市整備部指定管理者運営評価委員会」で管理運営状況を継続的に評価する。

5 兼業の禁止

指定管理者による公の施設の管理は、地方自治法第92条の2及び第142条(同条を準用する場合を含む)並びに第180条の5第6項で規定する議員及び長(副区長へ準用)並びに行政委員会に対する兼業禁止規定は適用されない。しかし、指定管理者の選定は公正を期さなければならないことから、条例に基づき兼業を禁止する。

6 今後のスケジュール

・募集要項の配布	令和5年7月中旬から下旬
・質問票の受付	7月中旬
・事業者現地視察	7月下旬
・質問票の回答	8月上旬
・申請書の受付	8月上旬から中旬
・第1次評価（書類審査）	9月下旬

・第1次評価結果及び通知	10月上旬
・第2次評価（プレゼンテーション・質疑応答）	10月中旬
・選定結果通知	10月下旬
・仮協定締結	10月下旬
・指定議案提出	11月
・指定管理者の指定選定結果の公表、引継ぎ	12月以降
・協定締結及び管理の開始	令和6年4月1日

以上